

大津市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

1 目的

本要項は、大津市の窓口で交付された証明書等を入れる封筒について、広告入り窓口封筒の無償提供者を募集するにあたり、必要な事項を定める。

2 募集の内容

広告入り窓口封筒を製作し、無償で提供できる事業者 1 者

3 広告掲載の内容等

(1) 対象及び用途

窓口封筒：来庁者が各種証明書の持ち帰り用として利用されるものである。多くの市民の方の手に渡り注目されるが、来庁者が自由に利用・持ち帰りされるものであり、市が利用を促進するものではない。

(2) 製作予定枚数（1年間分）

角形 2 号 1 2 万枚

角形 6 号 1 0 万枚

※ 2 年目以降の枚数の増減については、別途協議を行うこと。

(3) 仕様

- ア 募集規格 (角形 2 号及び角形 6 号)
- イ 広告枠数 (1 枠又は分割可)
- ウ 広告枠の規格 (各封筒の表・裏下部表面積の 5 0 % 未満)
- エ 刷り色 (2 色以上)
- オ 納入方法 (分割納入)
- カ その他 (のり付け部分は脇ばり。蓋あり封筒)

(4) 設置場所

大津市役所戸籍住民課、保険年金課、市民税課ならびに市内 3 6 支所

(5) 掲載できる広告について

ア 広告主、広告内容については、大津市広告掲載要綱、大津市広告掲載基準及び大津市広告入り窓口封筒無償提供取扱要領（以下「要領」という。）を遵守しなければならない。

イ 市が業務上必要な事項を記載する部分は、封筒の表面及び裏面の面積のそれぞれ 5 0 % 以上とし、かつ、封筒の内側は 1 0 0 % とし、記載内容は原則 1 年ごとに本市が指定するものとする。

ウ 広告の範囲は、各封筒の表面及び裏面の面積の 5 0 % 未満とする。

エ 広告スペース中の左上に必ず 1 箇所「広告」の表記をおこなうものとし、デザイン等については協議するものとする。

オ 窓口用封筒における広告主については、無償提供者と同じく第 6 項各号に掲げる要件を満たしているものとする。

(6) 設置期間

令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（予定）

封筒の設置期間は、原則として3年とする。ただし、市は無償提供者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(7) 設置用ケースの設置

無償提供者は、角形2号及び6号封筒を設置するための設置用スタンドケースを無償で必要数提供するものとする。（必要予定数 90ケース）

4 製作上の注意事項

ア 広告内容、色、形状等の封筒の仕様については事前に市と協議するものとする。

イ 封筒は、市の承諾を受けた後に製作するものとする。

5 広告内容の苦情等

無償提供者は、広告の内容に関する苦情等の対応については、要領第12条に基づき速やかにおこなうものとする。

6 応募資格

本応募に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本募集に応募する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれ

かに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 募集期間及び応募方法等

(1) 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月15日（水）まで

(2) 応募方法

ア 郵送の場合

令和7年10月15日（水）必着

※配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

イ 持参の場合

土・日・祝を除く、9時から17時まで

(3) 提出書類（エ、オ、カ以外は1部）

ア 大津市広告入り窓口封筒無償提供申込書

イ 誓約書

ウ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（別紙様式含む）

エ 企画書（7部） ※別紙の「企画書の作成にあたって」をご確認ください。

オ 業務実績一覧（7部）

カ 封筒見本等（7部）

キ 会社概要

ク 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（募集期限から3か月以内に発行されたもの）、
個人事業主の場合は身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証）などの写し

ケ 納税証明書（直近事業年度で、募集期限から3か月以内に発行されたもの）

(4) その他

ア 提出された書類は、今回の応募内容の審査の目的以外には使用することはない。

なお、提出された書類の返却はおこなわないものとする。

イ この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となる。

8 審査及び決定

応募書類及び企画書による書類審査により1者を決定する。

審査については、提出書類により資格及び提案内容、事業実績、信頼性等を総合的に審査する。ただし、書類審査による決定が困難な場合は、面談（プレゼンテーション）を行う場合がある。

9 確認書の締結

審査により採用を決定された候補者は、封筒の製作及び提供に関して担当課と協議を行い、市と候補者の双方で確認書を締結すること。

ただし、確認書を締結する日までの間に候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、確認書を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責

を負わない。

10 応募及び問い合わせ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市役所 市民部自治協働課 施設管理係

電話 077-528-2915(直通) FAX 077-523-0411

企画書の作成にあたって

以下の項目は、審査基準となりますので企画書に必ず記載をお願いします。ただし、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げません。

1 業務の遂行・品質について

以下の項目を記載してください。

- ①広告主（市内・市外）の募集方法
- ②製品の品質・デザイン
- ③納品までのスケジュール
- ④業務遂行における社内体制（業務管理・分担、スタッフ数）
- ⑤広告掲載内容に関する本市との事前調整や内容確認の方法
- ⑥その他付加要素

2 過去の業務実績について

別紙「業務実績一覧」に直近10年の同様の企画・製作実績について、受託年度、提供相手方、提供内容・数量、提供期間などをまとめてください。

3 信頼性（リスク対応）について

以下の項目を記載してください。

- ①緊急時（広告主を急遽変更せざるを得なくなった場合や問題発生時等）の対応
- ②社内のコンプライアンスに対する考え方
- ③封筒および掲載広告に対する苦情への対応

4 アピールポイント

自由記載です。

【留意事項】

- 1 様式は任意としますが、A4判用紙縦、横書き、左綴じ、両面印刷を原則とし、表紙を含めて20ページ程度以内のものとし、表紙以外にページ番号を振ってください。なお、表現等の問題でA3判用紙を活用したほうが分かりやすい場合は、A3判用紙をA4判用紙のサイズに折り込んで利用することは可能です。